

# 静岡地域大規模氾濫減災協議会規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「静岡地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水等は発生するもの」へと意識を改め、社会全体で洪水氾濫等に備える「水防災意識社会」を再構築するため、静岡市、静岡県、国等が連携・協力して、静岡地域における洪水氾濫等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## (協議会の対象河川・海岸)

第3条 協議会は、安倍川、藁科川、興津川、庵原川、山切川、巴川、長尾川、丸子川、清水海岸、静岡海岸、蒲原海岸その他国土交通省・静岡県及び静岡市が管理する一級河川及び二級河川、海岸を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、構成員の命により代理出席を認める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。
- 5 幹事会は、必要に応じて作業分会を設けることができる。

## (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 「静岡地域の減災に係る取組方針」の共有及び実現
- 二 「静岡地域の減災に係る取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 三 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に必要な取組事項
- 五 取組方針の変更改定

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所、静岡県中部地域局、静岡県静岡土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年5月29日から施行する。

(令和元年5月16日一部改正)

(令和2年7月1日一部改正)

(令和4年6月24日一部改正)

(令和5年5月24日一部改正)

別表－1 静岡地域大規模氾濫減災協議会構成員

構 成 機 関 名	役 職 名
静岡市	市 長
静岡県 危機管理部	危機管理監代理 兼危機管理部部長代理
静岡県 中部地域局	中部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局 長
静岡県 静岡土木事務所	事務所長
気象庁 静岡地方气象台	台 長
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	事務所長
しずてつジャストライン株式会社	代表取締役社長

別表－2 静岡地域大規模氾濫減災協議会幹事会構成員

構 成 機 関 名	役 職 名
静岡市 危機管理総室	理事（防災対策担当）
静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	次 長
静岡市 建設局 河川課	課 長
静岡県 危機管理部 危機対策課	課 長
静岡県 中部地域局	技 監
静岡県 健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課 長
静岡県 静岡土木事務所	次長（技術）
気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長（調査）
しずてつジャストライン株式会社 安全統括運行部	部 長